

三田市告示第180号

1 に掲げる公印を令和 8 年 8 月20日限り廃止し、2 に掲げる公印を改刻し、令和 8 年 8 月21日からその使用を開始する。

令和 8 年 8 月20 日

三田市長 田村 克也

1 廃止する公印の名称及び印影

名 称

印 影

- (1) 三田市下水道事業現金取扱員之印
(会計課)



- (2) 三田市下水道事業現金取扱員之印
(フラワータウン市民センター)



2 改刻する公印の名称及び印影

名 称

印 影

- (1) 三田市下水道事業現金取扱員之印
(会計課)



- (2) 三田市下水道事業現金取扱員之印
(フラワータウン市民センター)

